

諮問庁：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

諮問日：平成30年3月16日（平成30年（独情）諮問第17号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（独情）答申第19号）

事件名：特定工事に係る深夜割増料金の算出根拠に関する文書の不開示決定  
（法人文書非該当）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平成27年版土木工事積算標準・積算要領の予定価格積算標準」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、法人文書に該当しないとして不開示とした決定は、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年2月3日付け鉄運総広第170201001号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

審査請求人は平成28年11月21日付けで、処分庁に対して「北陸新幹線、福井高柳高架橋作業単位内訳書P1507に記載のある深夜割増料金橋りょう世話役（30,900）、橋りょう特殊工（26,200）、普通作業員（20,000）の算出根拠（深夜割増料金算出方法）」の情報公開請求を行ったが、下記の理由により不開示となった。

当該算出根拠は、当機構の予定価格積算標準により決定している。同標準については既に不特定多数の者に販売されていることから法人文書にあらず不開示とした。

処分庁が行った原処分は法の運用を誤ったものであるため、審査請求を提起した。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、平成28年11月21日付けをもって処分庁に対して行われた別紙に掲げる文書（本件請求文書）の開示請求に対し、処分庁が、

特定した本件対象文書が、不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものであるため、平成29年2月3日付けで不開示とした処分（原処分）に対して、その取消しを求め提起したものである。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記述によると、処分庁が不開示理由とした「当該算出根拠は、当機構の予定価格積算標準により決定している。同標準については既に不特定多数の者に販売されていることから法人文書に当たらず不開示とした。」という原処分は、法の運用を誤ったものであると主張しているものである。

## 3 本件に係る経緯について

本件開示請求は、審査請求人からの平成28年4月1日付け法人文書開示請求書において請求した法人文書「北陸新幹線、福井高柳高架橋積算書一式（積算書、細別内訳書、作業単位内訳書、共通仮設費内訳書、諸経費計算書、見積書、見積集計表、材料表、ユーザ単価表、材料単価表、質問回答書）」に伴い、処分庁が開示決定し同年6月3日に開示の実施を行なった当該法人文書である作業単位内訳書に記載されている単価の適用根拠及び考え方等、質問とも取れる趣旨の開示請求書を同年11月21日付けで提出してきたものである。

## 4 原処分についての諮問庁の考え方について

本件審査請求を受け、原処分等について諮問庁が検証した結果及び諮問庁の考え方は、以下のとおりである。

### (1) 本件対象文書の特定について

処分庁によると、本件開示請求における作業単位内訳書P1507に記載のある深夜割増料金橋りょう世話役（30,900）、橋りょう特殊工（26,200）、普通作業員（20,000）の算出根拠（深夜割増料金算出方法）については、平成27年版土木工事積算標準・積算要領6-1（標準・共通編）の6-1-1予定価格積算標準（本件対象文書）のP6（3）労務賃金により算出することが、全て同書籍に記載されており、既に不特定多数の者に販売されている。

### (2) 一般販売書籍について

当機構においては、工事等を発注する際において、機構が編集し分類毎に区分された次の各種書籍に記載された考え方等を適用し、発注に必要な積算業務を行っている。

#### ① 標準示方書・仕様書

01 機械工事標準仕様書H28

02 軌道関係工事標準示方書H28.12

03 建築工事標準仕様書H28

04 測量作業規程及び測量作業標準示方書H28.11

- 05 地質調査標準示方書 H 2 7 . 1 2
- 06 電気工事標準仕様書 H 2 8 . 6
- 07 土木関係構造物設計標準示方書・解説 H 2 6 . 9
- 08 土木工事標準示方書 H 2 7 . 6
- ② 積算要領（土木）
  - 01 土木関係工事数量算出要領 H 2 8
  - 02 土木関係積算標準・積算要領 6－1（標準・共通編） H 2 8
  - 03 土木関係積算標準・積算要領 6－2（基礎・けた編） H 2 8
  - 04 土木関係積算標準・積算要領 6－3（開削・トンネル編） H 2 8
  - 05 土木関係積算標準・積算要領 6－4（軌道編） H 2 8
  - 06 土木関係積算標準・積算要領 6－5（役務編） H 2 8
  - A 工事工種体系構成表（土木・軌道） H 2 8 . 8
  - B 鉄道・運輸機構の工事工種体系（土木・軌道） H 1 7 . 1 1
- ③ 積算要領（その他）
  - 01 機械関係積算標準等 H 2 9 . 3
  - 02 建築関係積算標準・積算要領 H 2 8
  - 03 電気関係積算標準・積算要領 H 2 4
  - 04 用地関係積算要領 H 2 8 . 8
  - A 工事工種体系構成表（土木・軌道） H 2 8 . 8
  - B 鉄道・運輸機構の工事工種体系（土木・軌道） H 1 7 . 1 1
- ④ 設計施工指針
  - 01 山岳トンネル設計施工標準・同解説 H 2 6 . 5
  - 02 シールドトンネルの設計施工指針 H 2 4 . 3
  - 03 シールドを用いた場所打ち支保システムの設計施工指針 H 2 8 . 1 2
  - 04 セメント改良補強土橋台設計・施工指針 H 1 6 . 2
  - 05 鉄筋フレア溶接継手設計施工指針 H 1 7 . 1 2 2 7
  - 06 吹付けコンクリート設計施工指針 H 2 3 . 5
  - 07 併進工法設計施工指針－山岳トンネル－ H 6 . 5
  - 08 併進工法設計施工指針－都市トンネル編－ H 4 . 4
- ⑤ 要領・マニュアル他
  - 01 写真管理マニュアル H 1 8 . 1 2
  - 02 構造物のシフト及びホームの縁端の位置における留意事項 \* H 2 7 . 4
  - 03 鋼鉄道橋製作要領 H 2 2 . 2
  - 04 鋼鉄道橋溶接工技量試験要領（すみ肉溶接技量試験） H 2 2 . 1 1
  - 05 コンクリート単位水量測定マニュアル H 1 6 . 3

- 06 線路保守設備等（鋼構造物）設計要領 H 1 9 . 3
- 07 打音検査マニュアル H 1 3 . 1
- 08 地質調査電子成果物作成要領 H 1 6 . 1 2
- 09 鉄筋コンクリート構造物検査マニュアル H 1 6 . 1 2
- 10 土木関係 C A D 製図基準 H 1 6 . 1 2
- 11 土木関係設計照査要領 H 1 8 . 7
- 12 土木関係電子成果物作成要領 H 1 7 . 9
- 13 土木構造物の検測簿 H 1 5 . 1
- 14 土木構造物の寸法の許容値について H 1 6 . 1 2
- 15 トンネル弾性波探査マニュアル H 2 4 . 1 1
- 16 トンネルデータベースシステム資料作成要領・同解説 H 1 7 . 3
- 17 トンネル覆工コンクリート施工管理マニュアル H 1 3 . 2
- 18 保守用斜路（R C，P C）設計要領 H 1 4 . 1 1
- ⑥ 手引き
  - 01 あと施工アンカー工法設計施工の手引き H 1 9 . 8
  - 02 構造計画の手引き H 2 2 . 3
  - 03 鋼鉄道橋現場溶接施工の手引き H 1 6 . 6
  - 04 鋼鉄道橋支承部設計施工の手引き H 2 7 . 1 0
  - 05 コンクリート構造物の配筋の手引き H 2 4 . 3
  - 06 コンクリート鉄道橋支承部設計施工の手引き H 2 6 . 7
  - 07 先施工アンカー工法設計の手引き（土木施設用） H 2 6 . 9
  - 08 斜杭基礎高架橋の設計の手引き H 2 6 . 1 2
  - 09 新幹線直結系軌道用路盤鉄筋コンクリート，突起コンクリート等の設計施工の手引き H 2 2 . 1
  - 10 整備新幹線用鋼製緩衝工，鋼製スノーシェルター設計の手引き H 2 6 . 9
  - 11 地下構造物用合成鋼管柱設計の手引き H 2 4 . 3
  - 12 地下連続壁本体利用設計の手引 H 1 1 . 3
  - 13 地質（地盤）調査の手引き H 2 4 . 3
  - 14 地盤改良工法（混合処理工法）設計・施工の手引き H 2 6 . 1 2
  - 15 鉄道橋の排水工・接合工・防水工設計施工の手引き H 2 1 . 1 2
  - 16 「鉄道構造物等設計標準・同解説耐震設計」による時刻歴応答解析の手引き（地盤解析編） H 1 6 . 1 1
  - 17 鉄筋のガス圧接監理の手引き H 2 5 . 1 0
  - 18 鉄筋の継手工事監理の手引き（ガス圧接・機械式・溶接継手） H 2 8 . 1 1
  - 19 電炉鋼板（広幅平鋼）使用の手引 H 3 . 7
  - 20 トルシア形高力ボルト施工管理の手引 H 1 . 9

- 2 1 パイルスラブ式盛土設計の手引き H 2 6 . 1 2
- 2 2 場所打ち杭設計施工の手引き H 2 7 . 6
- 2 3 微動探査法活用の手引き H 1 5 . 6
- 2 4 P C 桁施工管理の手引き H 2 6 . 1 0
- 2 5 P C 連続箱形桁・P C ラーメン橋の配筋の手引き H 2 8 . 6
- 2 6 併進工法におけるシート防水工設計施工の手引ー都市トンネル編  
ー H 3 . 1 2
- 2 7 補強土留め壁設計・施工の手引き H 1 3 . 8
- 2 8 無塗装鋼鉄道橋設計施工の手引き H 1 7 . 9

これらの書籍は、機構のホームページ調達情報において販売案内を掲載しており、特定会社 A が販売しているものである。したがって、機構の公告案件への参加希望者はもとより、不特定多数の者が取得することができるものである。

### (3) 原処分 of 妥当性について

これらのことから、積算の考え方及び根拠等については、これら各種書籍によるところであり、原処分において平成 27 年版土木工事積算基準・積算要領書の予定価格積算標準を本件対象文書と特定したことは妥当である。

### 5 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、法の運用を誤ったものであると主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

### 6 結論

以上のとおり、本件対象文書は、法人文書に当たらないものとされた「官報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当することは明白であることから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものであると考える。

## 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 3 月 16 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 7 月 9 日 審議
- ④ 同月 30 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法人文書に該当しないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当

としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び法人文書該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性及び法人文書該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯及び本件対象文書が法人文書に該当しないと判断した理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書は、北陸新幹線福井高柳高架橋の作業単位内訳書P1507に記載のある橋りょう世話役等の深夜割増料金の算出根拠、算出方法に関する文書の開示を求めるものであるところ、これらの深夜割増料金は、機構が編集した「平成27年版土木関係積算標準・積算要領の予定価格積算標準」（本件対象文書）に基づいて算出していることから、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定した。機構が工事を発注する際は、本件対象文書に基づいて積算業務を行っており、本件対象文書以外に深夜割増料金の算出根拠、算出方法に関する文書は保有していない。

イ 本件対象文書は、機構が発注する工事の積算業務に用いるため、機構が編集し分類した書籍であり、機構のホームページ調達情報において販売案内を掲載しており、特定会社A（諮問当時）が販売しているものである。したがって、不特定多数の者が取得することができることから、法2条2項の法人文書に該当しないと判断した。

(2) 以下、検討する。

ア 当審査会において、諮問書に添付された本件開示請求に係る作業単位内訳書及び本件対象文書を確認したところ、上記(1)アの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

イ 次に、本件対象文書の法人文書該当性について検討する。本件対象文書は、表紙に「技術管理課」及び「鉄道・運輸機構鉄道建設本部」との記載があり、その「技術管理課」の記載が二重線で抹消されていることが認められる。

ウ このことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

諮問書に添付した本件対象文書の表紙の「技術管理課」の記載は、同文書を保有し使用していた部署の名称であるが、販売されている書籍にはない記載であったので、諮問書への添付に当たり、二重線で抹消したものである。

諮問書に添付した本件対象文書は、機構が行う工事の発注に必要な積算の考え方や基準等、機構の工事の発注業務に必要な事項を取りまとめて、機構において作成、編集した文書であり、機構において保有し、機構が発注する工事の積算業務に使用している。一方、工事の受注を希望する業者等には、受注価格作成業務等の便宜を図るため、販売を特定会社 A（現在は特定会社 B に変更）に委託し、委託販売先に購入を申し込んだ者に書籍（PDF 形式の電子データとして CD に保存）として販売している。

なお、機構の業務において使用している本件対象文書には、機構の積算システムを用いて積算する際に必要となる条件等が、業務上必要であるため掲載されているが、これらの記載は工事の受注希望者等には不要な情報であるため、販売されている書籍では該当箇所を省略している。

エ 上記ウの諮問庁の説明によると、販売されている書籍は必ずしも本件対象文書と同一の文書とはいえず、また、本件対象文書は、機構の業務に使用することを目的として、機構において作成、保有されているものと認められる。

オ したがって、本件対象文書は、法 2 条 2 項 1 号にいう「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に当たるとは認め難く、同項の法人文書に該当すると認められるから、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、法 2 条 2 項に規定する法人文書に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象文書は法人文書に該当すると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第 5 部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙 本件請求文書

北陸新幹線，福井高柳高架橋作業単位内訳書P1507に記載のある深夜割増料金橋りょう世話役（30,900），橋りょう特殊工（26,200），普通作業員（20,000）の算出根拠（深夜割増料金算出方法）